

教職課程の基準に関するワーキンググループ 基礎資料

教員養成・免許制度について

1. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別） ※詳細は別紙

① 普通免許状
(有効期間10年)

② 特別免許状
(有効期間10年)

③ 臨時免許状
(有効期限3年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状 : 全ての都道府県

・特別免許状 } 授与を受けた

・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

H29年度授与件数：206,183件

(内訳) 専修免許状：12,979件 一種免許状：146,309件 二種免許状：46,895件

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

〔教科及び教職に関する科目〕 ⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

H29年度授与件数：169件

(平成元～H29年度総授与件数：1,270件)

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

H29年度授与件数：8,501件

(前年度8,405件)

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

H29年度届出件数：20,376件

(前年度20,771件)

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

H29年度許可件数(中・高)：10,703件

(前年度10,951件)

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**)。

普通免許状の種類について

※ それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

| | |
|-----------------|--|
| 幼稚園教諭免許状 | |
| 小学校教諭免許状 | |
| 中学校教諭免許状 | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教 |
| 高等学校教諭免許状 | 国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務 |
| 特別支援学校教諭免許状 | 視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者 |
| 特別支援学校自立教科教諭免許状 | 理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服） |
| 特別支援学校自立活動教諭免許状 | 視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育 |
| 養護教諭免許状 | |
| 栄養教諭免許状 | |

免許状の授与に必要な単位 ①

幼稚園教諭免許状

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 |
|-------------------------------------|---|----|----|----|
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | 16 | 16 | 12 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 10 | 10 | 6 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 4 | 4 | 4 |
| 教育実践に関する科目 | イ 教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。) | 5 | 5 | 5 |
| | ロ 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 大学が独自に設定する科目 | | 38 | 14 | 2 |
| | 合計 | 75 | 51 | 31 |

小学校教諭免許状

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 |
|-------------------------------------|---|----|----|----|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(各教科それぞれ1単位) | 30 | 30 | 16 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 10 | 10 | 6 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 10 | 10 | 6 |
| 教育実践に関する科目 | イ 教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。) | 5 | 5 | 5 |
| | ロ 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 大学が独自に設定する科目 | | 26 | 2 | 2 |
| | 合計 | 83 | 59 | 37 |

※免許状(幼、小、中、高、養、栄)の授与に当たっては、表の単位のほか、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の計8単位を別途修得する必要がある。

免許状の授与に必要な単位 ②

中学校教諭免許状

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 |
|-------------------------------------|---|----|----|----|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(一種:8単位、二種:2単位) | 28 | 28 | 12 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 10 | 10 | 6 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 道徳の理論及び指導法(一種:2単位、二種:1単位) ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ホ 生徒指導の理論及び方法 ヘ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ト 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 10 | 10 | 6 |
| 教育実践に関する科目 | イ 教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。) | 5 | 5 | 5 |
| | ロ 教職実践演習 | 2 | 2 | 2 |
| 大学が独自に設定する科目 | | 28 | 4 | 4 |
| 合計 | | 83 | 59 | 35 |

高等学校教諭免許状

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 |
|-------------------------------------|---|----|----|
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)(4単位) | 24 | 24 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 10 | 10 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 総合的な学習の時間の指導法 ロ 特別活動の指導法 ハ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ニ 生徒指導の理論及び方法 ホ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ヘ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 8 | 8 |
| 教育実践に関する科目 | イ 教育実習(学学校体験活動を1単位まで含むことができる。) | 3 | 3 |
| | ロ 教職実践演習 | 2 | 2 |
| 大学が独自に設定する科目 | | 36 | 12 |
| 合計 | | 83 | 59 |

免許状の授与に必要な単位 ③

養護教諭免許状

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 | | |
|----------------|---|---|---|----|----|---|
| 養護に関する科目 | 衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。) | 4 | 4 | 2 | | |
| | 学校保健 | 2 | 2 | 1 | | |
| | 養護概説 | 2 | 2 | 1 | | |
| | 健康相談活動の理論・健康相談活動の方法 | 2 | 2 | 2 | | |
| | 栄養学(食品学を含む。) | 2 | 2 | 2 | | |
| | 解剖学・生理学 | 2 | 2 | 2 | | |
| | 「微生物学、免疫学、薬理概論」 | 2 | 2 | 2 | | |
| | 精神保健 | 2 | 2 | 2 | | |
| | 看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) | 10 | 10 | 10 | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 6 | 6 | 4 | | |
| | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ハ 生徒指導の理論及び方法 ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 8 | 8 | 4 | |
| | | 教育実践に関する科目 | イ 養護実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。)(5単位) ロ 教職実践演習(2単位) | 7 | 7 | 6 |
| | | | 大学が独自に設定する科目 | 31 | 7 | 4 |
| | | 合計 | 80 | 56 | 42 | |

栄養教諭免許状

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 | | |
|----------------|---|---|--------------------------------|----|---|---|
| 栄養に係る教育に関する科目 | 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 | 4 | 4 | 2 | | |
| | 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 | | | | | |
| | 食生活に関する歴史的及び文化的事項 | | | | | |
| | 食に関する指導の方法に関する事項 | | | | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位以上修得) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 8 | 8 | 5 | | |
| | 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容 ロ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ハ 生徒指導の理論及び方法 ニ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 6 | 6 | 3 | |
| | | 教育実践に関する科目 | イ 栄養教育実習(2単位) ロ 教職実践演習(2単位) | 4 | 4 | 4 |
| | | | 大学が独自に設定する科目 | 24 | 0 | 0 |
| 合計 | 46 | 22 | 14 | | | |

単位の流用

○免許状の取得に当たっては、一定の範囲内で、他の学校種の免許状取得の際に修得した単位を流用することができる。

【幼稚園教諭免許状の場合】

| | 各科目に含めることが必要な事項 | 専修 | 一種 | 二種 |
|-------------------------------------|---|--------|--------|--------|
| 領域及び保育内容の指導法に関する科目 | イ 領域に関する専門的事項 ロ 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) | 16 | 16 | 12 |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(1単位) ヘ 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 10 | 10 | 6 |
| 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 | イ 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ロ 幼児理解の理論及び方法 ハ 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | 4 | 4 | 4 |
| 教育実践に関する科目 | イ 教育実習(学校体験活動を2単位まで含むことができる。) ロ 教職実践演習 | 5 2 | 5 2 | 5 2 |
| 大学が独自に設定する科目 | | 38 | 14 | 2 |
| | 合計 | 75 | 51 | 31 |

流用不可

幼稚園教諭免許状の取得に当たって、

- ・専修免許状、1種免許状の場合 → 8単位まで
- ・2種免許状の場合 → 6単位まで

小学校、中学校、高等学校の普通免許状授与のための単位を流用することができる。

(小学校、中学校、高等学校教諭免許状の取得に当たっても同様に流用が可能)

【教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第11号】

(幼・小取得の場合)これらの事項の流用は、幼・小間でのみ可能

2単位まで
(専・1・2)

※ただし、単位の流用が可能なのは、流用元の免許状取得のための所要資格を満たした場合のみ(免許状取得のために、一部の単位のみを修得した状態では、流用不可)

2単位まで
(専・1・2)

※幼稚園教諭免許状及び小学校教諭免許状の取得に当たっては、左表青枠部分【「教育課程の意義及び編成の方法」「教育の方法及び技術」】の科目の単位については、相互の流用のみ可能(2単位まで)

2単位まで
(専・1・2)

(中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の取得の場合はこの限りでない。)

【教育職員免許法施行規則第2条第1項の表備考第12号】

流用不可

課程認定大学等数

○課程認定大学等数(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | 大学 等数 (H29.5.1) | 課程認定 大学等数 (H31.4.1) | | 免許状の種類別の課程認定大学数等(H31.4.1) | | | | | | |
|---------|-----------------------|---------------------------|-------|---------------------------|-----|-----|------|------|------|--------------|
| | | | | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | 養護教諭 | 栄養教諭 | 特別支援 学校教諭 |
| 大学 | 756 | 606 | 80.2% | 265 | 245 | 515 | 547 | 131 | 138 | 159 |
| 短期大学 | 332 | 228 | 68.7% | 206 | 21 | 40 | | 10 | 47 | 2 |
| 大学院 | 623 | 413 | 66.3% | 111 | 129 | 347 | 386 | 61 | 45 | 60 |
| 専攻科 | 79 | 32 | 40.5% | 3 | 7 | 12 | 14 | 1 | 0 | 13 |
| 短期大学専攻科 | 105 | 17 | 16.2% | 13 | 2 | 0 | | 5 | 0 | 0 |

課程認定大学等数(中・高 教科別)

○課程認定大学等数(平成31年4月1日現在)【中 教科別】

| | 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 保健体育 | 保健 | 技術 | 家庭 | 職業 | 職業指導 | 英語 | 外国語 | 宗教 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|----|-----|------|----|----|-----|----|------|-----|-----|----|
| 大学 | 230 | 292 | 155 | 167 | 93 | 103 | 177 | 35 | 64 | 102 | 0 | 3 | 302 | 101 | 27 |
| 短期大学 | 9 | 4 | 0 | 0 | 8 | 5 | 4 | 1 | 0 | 14 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 |
| 大学院 | 170 | 207 | 120 | 147 | 90 | 89 | 97 | 52 | 71 | 90 | 26 | 29 | 201 | 161 | 49 |
| 専攻科 | 2 | 1 | 1 | 0 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 短期大学 専攻科 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

○課程認定大学等数(平成31年4月1日現在)【高 教科別】

| | 国語 | 地理 歴史 | 公民 | 数学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 工芸 | 書道 | 保健 体育 | 保健 | 看護 | 家庭 | 情報 | 農業 | 工業 | 商業 | 水産 | 福祉 | 商船 | 職業 指導 | 英語 | 外国語 | 宗教 |
|-----|-----|----------|-----|-----|-----|----|-----|----|----|----------|----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|----|----|----------|-----|-----|----|
| 大学 | 229 | 236 | 300 | 157 | 176 | 93 | 103 | 41 | 62 | 176 | 36 | 13 | 103 | 221 | 55 | 131 | 149 | 13 | 65 | 1 | 3 | 302 | 134 | 28 |
| 大学院 | 171 | 171 | 199 | 122 | 154 | 88 | 87 | 56 | 58 | 95 | 50 | 33 | 89 | 129 | 63 | 133 | 110 | 37 | 51 | 25 | 27 | 201 | 138 | 47 |
| 専攻科 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 10 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |

教員免許状の授与件数

(教育人材政策課調べ)

(平成29年度)

| 区分 | 普通免許状 | | | | 特別 免許状 | 臨時 免許状 | 合計 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
| | 専修 免許状 | 一種 免許状 | 二種 免許状 | 小 計 | | | |
| 幼稚園 | 264 | 18,316 | 32,312 | 50,892 | | 208 | 51,100 |
| 小学校 | 1,701 | 23,337 | 3,756 | 28,794 | 12 | 3,426 | 32,232 |
| 中学校 | 4,740 | 41,519 | 2,176 | 48,435 | 42 | 1,895 | 50,372 |
| 高等学校 | 5,901 | 54,020 | | 59,921 | 105 | 2,289 | 62,315 |
| 特別支援 学校 | 265 | 5,023 | 6,844 | 12,132 | | 563 | 12,695 |
| 養護教諭 | 96 | 2,861 | 1,096 | 4,053 | | 113 | 4,166 |
| 栄養教諭 | 12 | 1,189 | 708 | 1,909 | | | 1,909 |
| 特別支援学校 自立教科等 | | 44 | 3 | 47 | 10 | 7 | 64 |
| 合計 | 12,979 | 146,309 | 46,895 | 206,183 | 169 | 8,501 | 214,853 |

※平成29年度に授与権者(都道府県教育委員会)から授与された免許状の数

普通免許状の授与件数(中・高 教科別)

(教育人材政策課調べ)

○中学校教諭普通免許状の教科別授与件数(平成29年度)

| 国語 | 社会 | 数学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 保健 体育 | 保健 | 技術 | 家庭 | 外国語 | 宗教 | その他 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| 5,927 | 8,201 | 5,150 | 5,303 | 3,069 | 1,898 | 9,140 | 474 | 614 | 1,534 | 6,984 | 108 | 33 |

(注) その他には、職業、職業指導、職業実習を含む。

○高等学校教諭普通免許状の教科別授与件数(平成29年度)

| 国語 | 地理 歴史 | 公民 | 数学 | 理科 | 音楽 | 美術 | 工芸 | 書道 | 保健 体育 | 保健 | 看護 | 家庭 | 情報 | 農業 | 工業 |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|----------|-----|-----|-------|-------|-----|-------|
| 5,655 | 6,434 | 6,530 | 5,598 | 7,022 | 3,056 | 1,892 | 417 | 708 | 9,518 | 481 | 100 | 1,370 | 1,300 | 406 | 1,692 |

| 商業 | 水産 | 福祉 | 外国 語 | 宗教 | その 他 |
|-----|----|-----|---------|-----|---------|
| 617 | 75 | 217 | 6,642 | 116 | 75 |

(注) その他には、看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船、商船実習、職業指導を含む。

公立学校教員の採用状況

(教育人材政策課調べ)

○公立学校教員の受験者数及び採用者数(平成30年度)

| 区分 | 受験者数 | | 採用者数 | | 競争率 (倍率) |
|--------|---------|--------|--------|--------|-------------|
| | | 女性(内数) | | 女性(内数) | |
| 小学校 | 51,197 | 26,313 | 15,934 | 9,349 | 3.2 |
| 中学校 | 54,266 | 20,438 | 7,988 | 3,400 | 6.8 |
| 高等学校 | 32,785 | 9,771 | 4,231 | 1,451 | 7.7 |
| 特別支援学校 | 10,837 | 5,855 | 3,127 | 1,925 | 3.5 |
| 養護教諭 | 9,696 | 9,453 | 1,451 | 1,424 | 6.7 |
| 栄養教諭 | 1,886 | 1,766 | 254 | 247 | 7.4 |
| 計 | 160,667 | 73,596 | 32,985 | 17,796 | 4.9 |

- (注) 1. 採用者数は、平成30年6月1日までに採用された数。
 2. 小学校と中学校の試験区分を一部分けずに採用選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含む。
 3. 中学校と高等学校の試験区分を分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含む。
 4. 特別支援学校の受験者数は、「特別支援学校」の区分で選考試験を実施している県市の数値のみを集計したもの。
 5. 競争率(倍率)は、受験者数÷採用者数。